

議案第24号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例  
大田原市法定外公共物管理条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）の規定を適用しない一般の用に供する通路をいい、<u>附属</u>する工作物、物件及び施設を含む。</p> <p>(3) 水路等 河川法（昭和39年法律第167号）の規定を適用又は準用しない河川及び公共の用に供される水路、湖沼、ため池等をいい、<u>附属</u>する工作物、物件及び施設を含む。</p> <p>（行為の禁止）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）の規定を適用しない一般の用に供する通路をいい、<u>付属</u>する工作物、物件及び施設を含む。</p> <p>(3) 水路等 河川法（昭和39年法律第167号）の規定を適用又は準用しない河川及び公共の用に供される水路、湖沼、ため池等をいい、<u>付属</u>する工作物、物件及び施設を含む。</p> <p>（行為の禁止）</p>

第3条 何人も、法定外公共物に関し、次\_\_\_\_\_に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。\_\_\_\_\_許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)~(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は本来の目的以外に使用すること。

2 (略)

(許可の期間)

第5条 許可の期間は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合は、10年以内とすることができる。

(権利の譲渡)

第7条 使用者は、当該権利を他人に譲渡又は転貸することができない。ただし、譲渡についてはやむを得ない事由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

第3条 何人も法定外公共物に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼす恐れがある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 法定外公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1)~(4) (略)

(5) 前各項に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事をし、又は本来の目的以外に使用すること。

2 (略)

(許可の期間)

第5条 許可の期間は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合は、10年以内とすることができる。

(権利の譲渡)

第7条 使用者は、その権利を他人に譲渡又は転貸することができない。ただし、譲渡についてはやむを得ない事由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上やむを得ないと認めるとき。

(立入検査等)

第10条 (略)

(使用料等)

第11条 市長は、使用者から使用料及び採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2~4 (略)

別表（第11条関係）

1 法定外公共物を使用する場合

種別	使用料		
	単位	金額 (円)	
電柱・支柱	1本につき1年	<u>480</u>	
電話柱・支柱	1本につき1年	<u>430</u>	
その他の柱類	1本につき1年	<u>43</u>	
電線	(略)		
	地下に設ける電線	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
	その他の線類		
埋設工 作物	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>100</u>
	外径が0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>180</u>
通路	幅員6メートル未	使用面積1平方メ	<u>91</u>

(1)~(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、\_\_\_\_\_公益上やむを得ないと認めるとき。

(立ち入り検査等)

第10条 (略)

(使用料等)

第11条 市長は、使用者から、使用料及び採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2~4 (略)

別表（第11条関係）

1 法定外公共物を使用する場合

種別	使用料		
	単位	金額 (円)	
電柱・支柱	1本につき1年	<u>420</u>	
電話柱・支柱	1本につき1年	<u>380</u>	
その他の柱類	1本につき1年	<u>38</u>	
電線	(略)		
	地下に設ける電線	長さ1メートルにつき1年	<u>2</u>
	その他の線類		
埋設工 作物	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>91</u>
	外径が0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160</u>
通路	幅員6メートル未	使用面積1平方メ	<u>81</u>

	満のもの	一トルにつき1年	
	幅員6メートル以上のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>182</u>
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	<u>83</u>

2 (略)  
備考 (略)

	満のもの	一トルにつき1年	
	幅員6メートル以上のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>162</u>
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	<u>74</u>

2 (略)  
備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大田原市法定外公共物管理条例第4条の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、当該許可に係る使用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。